

東京都主税局委託調査

ドイツにおける企業をサポートする行政サービスと
企業の公的負担のあり方に関する調査

報告書

平成26年3月3日



三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

Mitsubishi UFJ Research and Consulting Co., Ltd.

□■ 目次 ■□

I. 基本的事項	1
1. ドイツ連邦制の概要	1
(1) 連邦制の仕組み.....	1
(2) 連邦政府の権限.....	3
(3) 州政府の権限.....	5
(4) 連邦と州政府の共同事務.....	6
(5) 地方自治体の権限.....	7
(6) 政府間の財政関係.....	9
2. 基本的データ	13
(1) 概況.....	13
(2) 経済の概況.....	15
(3) 企業活動の概要.....	19
(4) 財政規模.....	31
3. 社会保障制度の概要	52
(1) 社会保障制度の特徴.....	52
(2) 年金保険制度.....	58
(3) 医療保険制度.....	64
(4) 介護保険制度.....	70
(5) 失業保険制度.....	74
(6) 労災保険（gesetzlichen Unfallversicherung）.....	79
(7) 両親手当・両親休暇.....	81
(8) 社会保障改革の州・地方政府への影響.....	82
II. 企業の公的負担	85
1. 企業課税の概要	85
(1) 企業所得課税.....	87
(2) 企業優遇税制.....	101
(3) 付加価値税（売上税）・輸入付加価値税.....	107
(4) 環境税（エネルギー税および電力税）.....	109
(5) その他の企業関連税制.....	112
(6) 州・市町村政府に独自の税.....	114
(7) EU 企業税制との調整.....	114
(8) 今後の動向.....	116
2. 租税以外の企業の公的負担の概要	118
(1) 社会保険料.....	118
(2) 企業の抛出の趣旨・根拠.....	122
(3) 雇用関連規制（法）について.....	124
3. 法定外福利費の概要	135

4.	ドイツにおける企業の公的負担割合の大きさ	140
	(1) 企業が負担する税の範囲	140
	(2) 社会保険料事業主負担の扱い	141
	(3) 試算結果	141
III.	企業支援に関する各政府による行政サービスとこれらの行政サービスに対する企業側の評価	145
1.	企業誘致施策（企業立地環境整備施策）・海外進出支援策	145
	(1) 企業誘致施策（企業立地環境整備施策）	145
	(2) 都市開発・インフラ整備における企業支援策	150
	(3) 海外進出支援策	150
	(4) 為替レートの減価による企業支援	151
2.	職業訓練・従業員教育支援策	153
	(1) 雇用助成金	153
	(2) 再就職支援会社	154
3.	研究開発助成金	156
	(1) ハイテク戦略としての研究開発助成	156
	(2) テクノロジー全般を対象とする助成プログラム	156
	(3) 州政府による R&D 助成金（補助金）	156
	(4) 企業の研究開発に対する税制優遇と補助金についての考え方	157
	(5) 主な連邦補助金	157
4.	行政サービスに対する企業側の評価、行政サービスに対する期待	159
IV.	その他	161
1.	EU 主要国における法人税率引下げ競争の現状、効果、法人税率引下げに対する考え方	161
	(1) EU 主要国における法人税率引下げ競争の現状	161
	(2) EU 主要国における法人税率引下げ競争の効果及び考え方	166
2.	EU 主要国における出生率向上のための施策の概要、企業負担の概要	169
	(1) 出生率向上のための施策の概要	169
	(2) 出生率向上のための企業負担の概要	171
3.	ドイツにおける企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担に関する考察	173
	(1) ドイツにおける企業をサポートする行政サービスの特徴	173
	(2) 個別の企業支援策・企業負担の特徴と企業側の評価	173
	(3) 行政による企業支援策と企業の立地選択	175
	(4) 企業にとっての公的負担感	176
	(5) ドイツにおける企業の公的負担水準	178
	参考資料	181
1.	ドイツにおける企業の公的負担割合の推計方法について	181
(1)	間接税や統計上の租税負担者が明確に区分できない直接税の扱い	181
2.	ドイツ現地調査および国内有識者インタビューの実施について	185

I. 基本的事項

1. ドイツ連邦制の概要

(1) 連邦制の仕組み

ドイツ連邦共和国の行政機関は連邦、州、郡、市町村の4層で構成され、連邦、州が国家機能を担う。州はそれぞれが主権を持ち、州憲法を制定し、行政、司法、立法の3権を保持している。州は13の広域州と3つの都市州で構成され、ドイツ統一とともに90年に5州が追加された。また、都市州にはベルリン、ブレーメン、ハンブルクがある。

連邦は憲法としてドイツ基本法を定め、連邦政府と州政府の権限や、郡や市町村に対する根拠は基本法によって与えられる。連邦レベルの立法府は2院制を採用し、連邦議会と連邦参議院で構成されている。連邦議会は普通選挙によって選出されるのに対し、連邦参議院は69人の州政府議員により構成される。各州は人口規模に合わせて3票から6票の投票権を持っており、各州は連邦参議院を通じて、連邦の立法と行政に関与する仕組みとなっている。

州においても3権が分立しており、立法権を州議会が担っている。ドイツの州議会は1院制であり、議院内閣制を採用している。州議会は州首相を選任し、州首相が組織した内閣を承認する。従って、州議会は州の立法機関であるが、州政府の選任、監視も重要な任務となっている。

行政権は州内閣に付与され、内閣は首相と各省大臣によって構成される。州憲法は大臣や省の数を規定しておらず、首相の権限で決定することができる。但し、ブレーメン都市州では首相とともに大臣も議会が選任している。

州政府の役割は州の政策を決定し、その運営管理を行うことである。首相が政策方針を示し、担当大臣がその所管の業務を運営する。州政府の決定は閣議における多数決で行われ、結論がまとまらない場合首相が最終決定を行うことになっている。なお、首相に州議会に対する解散権はない。

州政府は地方自治制度を所管しており、制度設計は州に権限がある。しかしながら、いずれの広域州もドイツ基本法に根拠がある郡と市町村を置き、2層制の地方自治制度を採用している。また、人口4～8万人以上の市町村になると、郡と市町村の機能を併せ持つ郡独立市が設置され、この地域では1層制の地方自治制度となる。これら州ごとの郡や市町村数は州の制度を反映して、まちまちであるが2009年時点の機関数は以下の表の通りである。また、ドイツ基本法では複数の市町村が組織する市町村連合に対しても自治権を認めており、地方自治制度はこれらの機関によって形成されている。

郡は、ドイツ基本法28条第2項によって地方自治を保障された自治体としての性格を具備する一方、州の下部機関としての性格も有している。郡は通常議決機関としての郡議

会と、合議制の執行機関である郡理事会、郡長によって構成されている。普通選挙で選任される郡議会が最高機関であり、議会が選ぶ理事に郡長を加えた理事会が執行機関の役割を果たす。郡長は2つの広域州を除き、住民による選挙で選任されている。

図表 州別地方政府の構成(2009年)

	郡等			市町村
	郡	郡独立市	合計	
バーデン・ヴュルテンベルク	35	9	44	1,102
バイエルン	71	25	96	2,056
ベルリン	-	1	1	1
ブランデンブルク	14	4	18	419
ブレーメン	-	2	2	2
ハンブルク	-	1	1	1
ヘッセン	21	5	26	426
メクレンブルク・フォアポンメルン	12	6	18	817
ニーダーザクセン	38	8	46	1,024
ノルトライン・ヴェストファーレン	31	22	53	396
ラインラント・プファルツ	24	12	36	2,306
ザールラント	6	-	6	52
ザクセン	10	3	13	488
ザクセン・アンハルト	11	3	14	836
シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	11	4	15	1,116
チューリンゲン	17	6	23	951
合計	301	111	412	11,993

注：都市州では区を設置しており、郡等、市町村には当該都市州のみが計上されている。なお、ブレーメン州のみ2つの都市で都市州を形成している。

資料：連邦統計庁「Statistisches Jahrbuch 2010」

市町村は、ドイツ統一以前歴史的背景から州による違いが大きかったが、1990年以降市町村長の公選制が広く制度化されていった。これによって現在では多くの広域州の市町村制度は、市町村長と市町村議会の議長が兼任か、否かで2分されるようになっており、それぞれの制度を採用している州は以下の通りである。これ以外の制度としてはヘッセン州が採用している参事会制(Unechte Magistratsverfassung)がある。これは2元代表制に加え、市町村長と議会が選任する参事によって参事会が形成され、これが執行機関となる形式である。但し、零細な市町村では公選首長制が導入されていない場合もある。

図表 市町村長と議長との関係

兼任	バーデン・ヴュルテンベルク、バイエルン、ベルリン、ブレーメン、ハンブルク、ノルトライン・ヴェストファーレン、ラインラント・プファルツ、ザールラント、ザクセン、チューリンゲン
分任	ブランデンブルク、メクレンブルク・フォアポンメルン、ニーダーザクセン、ザクセン・アンハルト、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン

資料：自治体国際化協会「ドイツの地方自治（概要版）」より作成

(2) 連邦政府の権限

ドイツ基本法第 30 条では国家の権能の行使、国家の任務の遂行は、特段の定めがない限り、州の権限に属すると規定している。基本法では州に対して連邦に付与されている分野以外の立法権を与えるかたちになっているが、実際にはほとんどの分野に特段の定めが設けられている。しかも、基本法第 31 条は連邦法が州法に優先すると規定しているため、特段の定めがあれば、連邦に事実上立法権が与えられることになる。

従来、連邦の権限は専属的立法権、競合的立法権、大綱的立法権、原則的立法権の 4 つに分類されて説明されてきた。2006 年に連邦制度改革が実施され、大綱的立法権が廃止されている。大綱的立法権とは、全国一律の整備水準を確保する必要がある分野について連邦法によって一定の規定を示し、州がこれに従って立法化する必要があった。大綱的立法権の廃止に伴って、これは専属的立法権と競合的立法権に吸収されている。これによって連邦の権限は 3 つに分類されるが、その具体的な内容は以下の表の通りである。

図表 連邦の権限（その 1）

専属的立法権 (Ausschließliche Gesetzgebung des Bundes)
○外交、防衛及び民間人保護
○連邦における国籍
○人の移動の自由、旅券制度、移住及び犯罪人引渡し
○通貨、紙幣・硬貨制度、度量衡及び標準時制
○関税分野及び通商分野での統一、通商・海運条約、商品流通の自由、外国との商品及び支払手段の流通、税関・国境警備
○航空交通
○全て又は半分以上が連邦の所有になっている鉄道（連邦鉄道）の交通、連邦鉄道の鉄道の建設、維持及び運営、これらの鉄道の利用に対する対価の徴収
○郵便制度及び電気通信
○連邦及び連邦公法人に勤務する者の権利関係
○営業上の権利保護、著作権及び出版権
○次の事項に関する連邦と州との協力
・刑事警察
○自由で民主的な基本秩序、連邦又は州の存立及び安全の擁護（憲法擁護）
・暴力又は暴力を目的とする準備行為によって、ドイツ連邦共和国の対外的利益を危殆に瀕さしめる連邦領域内における活動に対する防護
・連邦刑事警察庁の設置及び国際的な犯罪対策
○連邦目的のための統計
○関税及び専売制度
○外国への文化財の流出防止
○国際テロリズムの脅威の除去
○武器爆発物法、傷痍軍人・戦死者遺族援護
○平和目的の核エネルギーの製造・利用等の分野

資料：森下昌浩『ドイツにおける国と地方の役割分担』財務省、自治体国際化協会「ドイツの地方自治（概要版）」より作成

図表 連邦の権限（その2）

競合的立法権（Konkurrierende Gesetzgebung）
<ul style="list-style-type: none"> ○民法、刑法及び刑の執行、裁判所の組織、裁判手続、弁護士制度、公証人制度及び法律相談 ○出生、死亡及び婚姻の登録 ○結社及び集会に関する法律 ○外国人の滞在及び居住に関する法律 ○武器及び爆発物に関する法律 ○難民及び国外追放者に関する事項 ○公的社会扶助 ○戦争損害及び補償 ○戦傷者及び戦争遺族の援護、従前の戦争捕虜の生活支援 ○戦没者の墓地、戦争又は圧制のその他の犠牲者の墓地 ○経済関係法規（鉱業、工業、エネルギー産業、手工業、貿易、商業、銀行及び証券取引制度、私法上の保険制度） ○平和目的の原子力エネルギーの生産及び利用、この目的に資する施設の建設及び運営、原子力エネルギーの発生又は電離放射線によって生じる危険に対する防護、放射性物質の処理 ○労働関係法規、企業経営組織、職業安全及び職業紹介、社会保険及び失業保険 ○職業教育補助に関する規定及び学術研究の助成 ○基本法第 73 条〔専属的立法権〕及び第 74 条〔競合的立法権〕の所管分野に関係を有する場合における公用収用に関する法律 ○土地、天然資源及び生産手段を、公有又はその他の公企業体の形態に移すこと ○経済的に優越な地位の濫用の防止 ○農林産物生産の促進、食品安全、農林産物の輸出入、遠洋・沿岸漁業、沿岸保護 ○不動産取引、不動産関係法規（開発分担金法を除く）、農地賃貸借制度、住宅制度、定住制度及び家産制度 ○公衆の危険があり、かつ伝染する人間及び家畜の病気に対する措置、医師及びその他の医療業及び医療補助業に対する許可、医薬品、麻酔剤及び毒薬の取引 ○病院経営の確保及び診療報酬の規定 ○食料品、嗜好品、生活必需品、飼料及び農林業用種苗の流通の安全、植物の病害虫に対する保護並びに動物保護 ○遠洋・沿岸海運及び航路標識、内航海運、気象通報サービス、海洋航路、一般交通に供する内陸水路 ○道路交通、自動車交通制度、遠距離交通に供する高速道路の建設及び維持、自動車による公道の利用に対する料金の徴収及び配分 ○山岳鉄道を除く、連邦鉄道以外の鉄路 ○塵芥処理、空気の清浄維持及び騒音の防止 ○国家〔賠償〕責任 ○人間に施される人工授精、遺伝情報の研究及び人為的改変、器官及び組織の移植のための規定 ○基本法第 73 条第 8 号 2 によって連邦が専属的立法権を有していない場合において、公法上の職務関係及び職務忠実義務関係にある公務員の俸給及び年金その他の給付 ○関税又は専売以外の租税であって、税収の全部又は一部が連邦に帰属する場合 ○基本法第 74 a 条 3 に特別の定めのある場合を除いて、州、市町村及びその他の公法人の公務員の権利関係 ○狩猟制度、自然保護及び景観保護
原則的立法権（Grundsatzgesetzgebung）
<p>基本法第 109 条第 3 項は、「連邦は、連邦内の経済全体の均衡の観点から、連邦参議院の同意を必要とする財政法並びに景気に応じた財政及び多年にわたる財政計画のための財政にかかる諸原則を連邦法で定めることができる」としている。</p>

資料：森下昌浩『ドイツにおける国と地方の役割分担』財務省、自治体国際化協会「ドイツの地方自治（概要版）」より作成

(3) 州政府の権限

ドイツ基本法では連邦が立法する範囲以外は州が立法できることになっている。しかしながら、連邦の領域が広範なために基本法第 70 条第 1 項が規定する州の専属的立法権は、ほとんど以下の分野に限定されている。

- 教育及び文化行政
- 地方自治行政
- 警察行政（連邦国境警備隊、連邦刑事庁及び連邦憲法擁護庁関係を除く）
- 地域的消費税及び奢侈税（連邦法の規律する税と同種のものでない限りにおいて州が立法権を有する）の租税管理
- 刑の執行
- 閉店時間法、見本市・展覧会・市場
- 耕地整理・土地区画整理等の分野

州の専属的立法権はかなり限定されているが、それでも州が立法権を行使できる範囲は連邦法が対象とする分野においても存在してきた。例えば、連邦の競合的立法権の領域には、ドイツ基本法第 72 条第 1 項により連邦が立法を行わない限りにおいて州が立法することは可能となっている。また、連邦の専属的立法権の領域においても連邦法によって明文で授権されていれば州の立法も可能である。

(4) 連邦と州政府の共同事務

州の事務であっても社会全体にとって重要であり、生活環境の改善に連邦の協力が必要な場合には、州の事務であっても連邦は協力するものとされている。これは 1969 年のドイツ基本法改正により、第 91a 条、第 91b 条、第 104b 条が追加され、連邦と州が協力する共同の任務が規定された。これによって共同事務が創設されることになるが、2006 年の連邦制度改革によって従来共同事務とされてきた高等教育機関に関する事務が廃止され、現在以下の 2 つが共同事務となっている。

○地域経済構造の改善

地域経済構造改善法において、その共同事務の対象範囲は営業及び企業の設立、拡張、転換、合理化に関する助成、インフラの整備とされている。

○農業構造及び沿岸保護の改善

農業構造・沿岸保護改善法において、その共同事務の対象範囲は耕地整理等の農林業の構造改善、農業用水事業、農林漁業に関する市場構造改善並びに北海及びバルト海の海岸線保護とされている。

連邦参議院の同意を得た上で、共同事務の詳細は連邦法によって定められることになる。この中で共同事務の実施に関する一般原則が明記され、また基本計画策定などの手続きや担当部局が定められていく。但し、基本計画の策定にあたってはそれが実施される州の同意が必要とされている。

地域経済構造の改善に関して連邦は各州の経費の半分を負担し、農業構造及び沿岸保護の改善においては最低半分を負担することになっている。

(5) 地方自治体の権限

①郡の権限及び所掌事務

郡に関してドイツ基本法第 28 条は「州、郡、市町村において住民は普通、直接、自由、平等かつ秘匿性のある選挙によって選ばれた代表議会を有していなければならない」としている。これ以外に郡に関する規定はないため、その具体的な機能については個別の連邦法や州法令等によって定められている。郡の事務は一般に自治事務と委任事務に大別され、自治事務はさらに任意的自治事務と義務的自治事務に分割される。このうち、郡独自の事務は任意的自治事務であり、委任事務、義務的自治事務は連邦法や州法に基づいて郡が執行する事務である。

ドイツにおける郡は、住民から直接選挙で選ばれる独自の郡議会と郡長を有するが、独自の財源はなく、郡に所属する市町村税收の一部や州からの補助金をその財源としている。

郡の所掌事務としては、法定受託事務として実施される社会扶助（生活保護）、高齢者保護、児童青少年保護があり、これらは特に郡の重要な役割となっている。その他、道路整備、医療機関の運営、救助センターの建設、住民に金融サービスや信用供与を行うための貯蓄金庫の設置などを行っている。また、小規模な市町村の事務の支援や代行も郡の役割となっている。

②市町村事務

市町村事務は、州憲法や各州の定める法令によりその内容が左右されるため一様ではない。一般的には委任事務、指示による義務的事務、自治事務の 3 種類に分類できる。

1) 委任事務

市町村は連邦法または州法令の委任による事務（国家的事務）を行うが、この場合、市町村は州の下級行政庁となる。この場合実施に際して連邦あるいは州の法令に従い、その監督を受けることになる。

具体的には、パスポート・身分証明書の発行、国勢調査、ヨーロッパ・連邦・州議会選挙、就学児童の登録、保健所・家畜衛生所の運営管理、教育費助成金の交付等の事務がある。

2) 指示による義務的事務

連邦、州の指示に基づいて一定の範囲内で市町村が実施する事務のことである。与えられた範囲内であれば、市町村の裁量はあるが、州に対して監督権も存在する。

この事務も州によって違いがあるが、一般的には道路交通の監視、建築許可、営業許可、住民登録、住宅建設等の事務がある。

3) 自治事務

市町村は連邦法、州法に違反しない範囲において、自治事務を実施することができる。自治事務には任意のものと義務的なものがある。これは州が市町村に義務付けている機能が存在するため、こうした事務については義務的自治事務として市町村が実施しなければ

ばならない。任意的自治事務の実施は市町村の判断に委ねられているが、市町村が優先して行う必要のある義務的事務の実施に対して支障がある場合には原則的に実施できないとされている。

義務的自治事務としては、上下水道、廃水処理、廃棄物処理、都市計画、小中学校建設および運営管理、消防事務、道路建設・管理、保健、幼稚園の確保、市町村選挙の実施などである。

任意的自治事務には、例えば社会福祉施設の設置管理、公営交通、公営企業経営、文化・余暇・スポーツ施設の設置管理、企業誘致、病院設置管理などである。

(6) 政府間の財政関係

①租税制度における財政関係

連邦、州、市町村はそれぞれ徴税権を有しているが、連邦と州はほとんど連邦法によって、市町村については主要な税が連邦法に従っている。

1) 連邦税・州税・市町村税

ドイツの租税制度の特徴はその立法権限の多くが連邦政府に付与されていることと、連邦、州、市町村が共通に徴収する共同税が存在することである。ドイツ基本法第 105 条第 2a 項では「地域的消費税及び奢侈税 (örtliche Verbrauchs- und Aufwandsteuern)」に関する立法権限を州に与えているが、連邦法で規定された税と同種でない限度、範囲内といった条件があるため、その行使は制限されている。このため、税率など州税制の多くは州がその変更を自由に行うことはできない。但し、州税に関する連邦法は連邦参議院の議決を必要とするため、州政府は連邦参議院を通じて連邦法に関与することができる。

ドイツの地方自治体には郡と市町村があるが、郡はほとんど独自の財源を持っていないため、州法の規定も市町村税が中心となる。州法では市町村の地域的消費税及び奢侈税として飲料税、犬税などを導入し、市町村はこれらに関して州から委譲された権限として条例を定めることができる¹。加えて、ドイツ基本法第 28 条第 2 項第 3 号は市町村に営業税など一部の税目に関して税率制定権 (Hebesatzrecht) を認めており、市町村はこれらの税目に関して自ら税率を設定している。

2) 共同税

ドイツの租税制度は、行政府によって適切な税を配分する税目の分離制度とは異なり、税源や徴収権限の区分が税連帯制度として機能している。この仕組みは共同税において特徴的であり、この税はドイツ基本法第 105 条第 3 項、第 5 項、第 5a 項を根拠に、その徴収が予め決められた比率で連邦、州、市町村に配分される。現在共同税としては、所得税、法人税、売上税がある。

ドイツ基本法では、第 106 条第 3 項によって所得税、法人税、売上税については連邦と州に配分し、同条第 5 項によって所得税と売上税については市町村に配分するとしている。これら 2011 年度の共同税の配分比率は以下の通りである。

図表 共同税の政府間配分(2011 年)

		連邦	州	市町村
所得税	源泉徴収・申告納税	42.5%	42.5%	15%
	資産所得源泉徴収	44.0%	44.0%	12%
法人税		50.0%	50.0%	—
売上税		53.8%	44.2%	2.0%

資料：Bundesministerium der Finanzen, “Finanzbericht 2012”

¹ 但し、これらの徴収は市町村の徴収の数%を占めているに過ぎない。

配分比率については、所得税と法人税が市町村の取り分を除き連邦と州で半分ずつ、市町村の取り分は連邦参議院の同意を得て連邦法によって定めるとしている。また、売上税については、連邦と州の配分比率、市町村への配分は連邦参議院の同意を得て連邦法で定めることになっている。さらに基本法第 105 条第 4 項には、「連邦と州の財政収支の関係が著しく変化したときはその配分率を改めて定めることができる」と規定されている。このため、売上税の税収配分によって、連邦と州、市町村の財源配分を柔軟に調整している。売上税の持つ財政調整機能については改めて以下で示す。

共同税の州と市町村への配分は次の方法によって行われる。まず、所得税は原則納税者の居住地によって配分され、法人税については原則営業所所在の州に対し、営業所の従業員の給与支給総額に応じて配分される。また、売上税については財政調整部分を除き、人口で比例配分されている。

②財政調整制度の概要

ドイツでは政府間の財政関係として財政調整制度が存在している。これはドイツ基本法第 107 条第 2 項を根拠としたもので、財政力の強い州から弱い州に財源を移転する水平的財政調整制度と連邦と州、州と市町村における垂直的財政調整制度の 2 種類が整備されている。このうち、連邦政府と州政府、州政府間の財政調整制度の規模を 2010 年度決算で見たのが以下の表である。

図表 連邦と州における調整財源の規模 (2010 年度)

財政調整制度		金額(百万€)
売上税の州配分の 25%	水平	8,985
州間財政調整	水平	6,985
連邦補充交付金	垂直	12,867
一般連邦補充交付金		2,607
特別需要連邦財政補充交付金		10,260
旧東ドイツの州に対する交付金		8,743
失業手当及び社会給付に対する交付金		1,000
相対的に高い行政費用に対する交付金		517

資料：半谷俊彦「ドイツの連邦財政調整制度について」

1) 売上税における財政調整機能

○垂直的配分による調整

ドイツ基本法 105 条第 4 項では、経済状況から連邦と州の収支状況に変化が生じたり、連邦法により州が担う事務量に変化が生じたりした場合、売上税の配分比率を変更することができる」と規定している。こうした措置によって連邦と州の財源配分を修正することで、売上税は財政調整機能を担っている。

○水平的配分による調整

州に配分される売上税の 25%は、売上税を除いた 1 人当たりの税収が州平均を下回る州に優先的に配分される。これには平均を下回る額の一定割合を配分する方法が取られ、これによって州間の財政調整が行われている。

2) 州間の財政調整制度(水平的調整)

州間の財政調整制度では 1 人当たり税収²が連邦の平均を上回る州が平均から上回る額に応じて調整負担金を拠出する。これに対して、平均を下回る州はその規模に応じて調整交付金を受け取り、各州の財政力の均てん化を図っている。この制度はドイツ基本法第 107 条第 2 項を根拠としているが、同項では市町村も考慮した財政調整を求めている。このため、税収評価では州税だけでなく、市町村税も考慮した財政調整が行われている。

2011 年時点で財源を拠出している州は全 16 州のうち 4 州である。バイエルン州が全体の 50.1%の 3,663 百万ユーロを拠出しており、ヘッセン、バーデン・ヴュルテンベルク、ハンブルクの順で資金供給を行っている。これに対して、ベルリンが 3,043 百万ユーロを受け取っており、旧東ドイツ地域の州を中心に配分されている。

図表 州間財政調整拠出・受領額の推移

単位：百万ユーロ（マイナスは拠出、プラスは受領）

	州名	2007	2008	2009	2010	2011
西	バイエルン	-2,311	-2,923	-3,354	-3,511	-3,663
西	バーデン・ヴュルテンベルク	-2,316	-2,499	-1,488	-1,709	-1,779
西	ヘッセン	-2,885	-2,470	-1,902	-1,752	-1,804
西	ハンブルク	-368	-371	-45	-66	-62
西	ノルライン・ヴェストファーレン	-38	+54	-59	+354	+224
西	ニーダザクセン	+318	+317	+110	+259	+204
西	ラインラント・プファルツ	+343	+374	+293	+259	+234
西	シュレスヴィヒ・ホルシュタイン	+136	+177	+169	+101	+115
西	ザールラント	+125	+116	+93	+89	+120
西	ブレーメン	+471	+505	+433	+445	+516
—	ベルリン	+2,900	+3,140	+2,877	+2,900	+3,043
東	ザクセン	+1,165	+1,158	+910	+854	+918
東	ザクセン・アンハルト	+627	+627	+514	+497	+540
東	チューリンゲン	+644	+637	+497	+472	+527
東	ブランデンブルク	+675	+621	+501	+401	+440
東	メクレンブルク・フォアポームルン	+513	+538	+450	+399	+429

原典：ドイツ連邦財務省「Finanzbericht 2013」

資料) 半谷俊彦「ドイツの連邦財政調整制度について」

² 単純な人口を使用しているのではなく、都市地域や過疎地域に対しては補正人口を使用している。

3) 連邦補充交付金制度(垂直的調整)

連邦補充交付金は、売上税の水平的調整と州間の水平的調整を実施した後、依然財源が十分に確保できない州に対して連邦から交付される交付金である。この交付金は連邦から州に交付されることから垂直的調整と呼ばれている。

この財政調整制度には一般補充交付金と特別補充交付金がある。一般補充交付金は交付金全体の2割を占めるが、水平的財政調整を実施しても依然平均的な税収を確保できない州に対して配分されていく。この交付金によって平均以下のすべての州で、平均から不足する額の99%が補てんされるように配分されている。

交付金のうち、最も大きな割合を占めるのが特別補充交付金の中の旧東ドイツ地域の州に支払われる交付金であり、これが2010年時点で8,743百万ユーロあり、全体の67.9%に上っている。

4) 地方自治体に対する財政調整制度

地方自治体に対する財政調整制度の多くは州の財政調整法により規定され、これは州憲法を根拠としている。一般に制度設計に当たっては財政力の平準化に配慮すべきことと同時に、過剰な平準化を禁止することが原則とされている。また、財政調整を行うことで現在の財政状況を全体として改善し、連邦や州からの委託業務に対する経費が補てんされるように配慮しなければならない。

財政調整制度では、地方自治体の一定の財政需要と、市町村の場合税収規模が考慮され、市町村の不足額は75%まで、郡の場合は90%まで補てんされる。

税収には、不動産税、営業税、共同税(所得税、売上税)の市町村取得分などが加味される。なお、営業税の税率は州市町村の平均値が利用されている。

財政需要には、住民数や、比較的歳出のウエイトが高い社会福祉費や教育費が用いられる。人口規模の大きな地方自治体の財政需要は相対的に大きく評価される。これは地域の中心都市は周辺部の住民に対しても多様なサービスを提供していると解釈することによって正当化されている。また、都市機能とともに郡の機能も果たしている郡独立市の場合、さらに割り増して評価される。

また、市町村においても垂直的調整に加え、水平的調整が採用されており、これによって財政調整機能が補完されている。市町村の連帯の原則に基づいて徴収される調整納付金がこの水平的調整にあたる。この場合、例えば高速道路などのアクセス条件を考慮して、立地条件が望ましくないために企業の誘致が難しい、あるいは優秀な人材の流出に悩んでいる市町村に対してその納付金が拠出されることで財政調整が行われることとなる。